

## 輪住制度と『住山記』

著者	納富 常天
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	15
ページ	3-13
発行年	2010-04
URL	<a href="http://doi.org/10.24791/00000395">http://doi.org/10.24791/00000395</a>



## 輪住制度と『住山記』

鶴見大学仏教文化研究所顧問 納富 常天

輪住制度とは、短期間に交替して住持を務める制度です。一般寺院はほとんどが終身制ですが、總持寺は短期間に住持を交替する制度を作りました。その経緯などをこれからお話します。

『住山記』はお手元の資料の写真にあるような本で、一四〇冊前後あります。一覧にまとめた住職の名簿が『住山記』です。本日は、輪住制度の成立要因や背景、さらにはその変遷についてお話しますが、その前に、中国の住持制についてお話しします。中国における禅院は、原則として規模の大小はあっても、寺格や従属関係はありませんでした。規模の大小により寺格が発生するようになったのは、ずっとその後です。道元禅師からも批判された大慧宗杲（一〇八九—一一六三）のころ、杭州靈隱寺りんにんじの僧たちが、どこの禅院が一番大きいかと規模の大小を話し合った結果、次のように五つの禅院が順位づけられました。

径山興聖万寿寺きんざん、北山景德靈隱寺りんにん、太白山天童景德寺、南山淨慈報恩光孝寺、阿育王山広利寺です。（傍線部が通称）これがやがて官府により五山に位置づけられました。そして後には官寺（官府から経営費を給付される代わりに支配監督される）の制が確立して、五山叢林（五山・十刹）と称し、中国禅林の中心的存在になりました。一説には、釈尊を祀る鹿苑精舎などの五精舎と、牙

塔などの十塔所になぞらえたともいわれています。これに対し五山叢林にあずからなかった禅院を私寺（叢林下・林下）と呼んでおります。また五山叢林は南宋になって江南の禅院のなから定められましたので、古来禅宗史上重要な曹溪（六祖慧能の宝林寺）や、黄梅（四祖道信の双峰山、五祖弘忍の憑茂山）などが、列位にあずかっていないことは注目しなければなりません。

このような中国の五山制度は、やがて日本にも導入され、鎌倉幕府も五山の制定を意図していたようです。それは、当初、五つは揃わず、建長寺、円覚寺、寿福寺の諸寺を五山に列するとある「東明和尚塔銘」などに見られます。東明恵日和尚は道元一派と流れの違う曹洞宗です。しかし、皮肉にも建武元年（一三三四）五山を成立させたのは後醍醐天皇でした。第一が南禅寺、第二が東福寺、第三が建仁寺、第四が建長寺、第五が円覚寺と、京都と鎌倉にわたっていましたが、京都が上位に位置づけられました。

至徳三年（一三八六）、五山が最終決定するまでは、足利尊氏や義満・義持の恣意により、五山之上が設けられたり、順位も変動しています。京都では五山之上、これが瑞竜山太平興国南禅寺です。第一が霊亀山天竜資聖禅寺、第二が万年山相国承天禅寺、第三が東山建仁禅寺、第四が慧日山東福禅寺、第五が九重山万寿禅寺です。九重山万寿禅寺は廃寺になり、現在はありません。鎌倉は、第一が巨福山建長興国禅寺、第二が瑞鹿山円覚興聖禅寺、第三が亀谷山金剛寿福禅寺、第四が金宝山浄智禅寺、第五が稲荷山浄妙禅寺です。

このように五山が成立しますが、禅院での住持制はどうなっていたでしょうか。前にも述べましたように、禅院は官寺と私寺に分かれています。また官寺は五山叢林もしくは五山十刹と呼称しています。ここでの住持制は十方住持制もしくは甲乙住持制と呼びますが、天下の名僧を四方八方十方から招聘する制度です。しかし東福寺（五山四位）は、五山ですから本来十方住持でなければならぬにもかかわらず、聖一（円爾弁円）派の一流相承で住持

を継承しております。公家（九条道家）が、開基のため許容されたとされていますが、東福寺開山円爾が規定した「東福寺条々事」に、「住持は円爾門徒の中、器量人をはかり、代々譲与すべき也」とあります。これにより円爾の系統が住持を独占することになりました。二世東山湛照から十四世の天桂宗昊まで円爾の弟子たちが代々住持を務めています。また十五世の虎関師鍊（『元亨釈書』をつくった有名な人）以降は、孫弟子が出世しています。

いま各住持の在任年数を挙げてみますと、開山の円爾弁円は二十六年間住持を務めています。次は東山湛照です。僅か九十日で、三世に譲りました。三世は無関普門ですが、十一年と長く、次の白雲慧暎は三年、山叟慧雲は五年、藏山順空は五年、無為昭元は一年、月船琛海は四年、痴兀大慧は一年です。このように一門で短期間に住持を交替しています。瑩山禪師は弘安八年（二二八五）、遍参の途にのぼり、宝慶寺寂円をはじめ、東福寺の東山湛照・白雲慧暎（入宋僧）の膝下で修行していますから、その時に、このような制度を見聞していたことは間違いないと強く感じています。一流で相承し、なおかつ短期で交替する、この二つが東福寺に見本としてあったと考えています。

もう一つの例として、大徳寺（十刹）があります。宗峰妙超が開山ですが、幕府の制約をうける官寺十刹の栄誉を辞退しています。その理由として、「偏狭の情にあらず、宗派の涇渭を別かたがため」ということで、「かたくななためではなく、宗派の純粹性を保つためである」と言っています。涇渭とは涇水と濁水、渭水と清水のことで、清濁・善悪などの区別の明らかなことにたとえます。

余談ですが、開山は宗峰にしゅうほうですが、二代目以降は「宗」を「そう」と読むことが慣例になっています。お茶をされる方はご存じですが、ある進境まで腕が上がると、「宗」の字をもらいます。大徳寺と茶道の関係ですが、村田珠光が茶祖とされ、珠光の弟子の武野紹鴎が、「中興の名人」と呼ばれています。その後、千利休、千宗旦と茶道が徐々に発展していきます。これらの人はすべて大徳寺と関係があり、珠光が一休宗純に修業しており、

紹鷗は大休宗套に、千利休（宗易）は古溪宗陳に、千宗旦は春屋宗園に修業しています。このように大徳寺と密接な関係をもって、日本の茶道は発展していききました。千宗旦は利休の孫ですが、子どもたちによって三千家が出来上がっています。宗守が武者小路千家、宗左が表千家、宗室が裏千家の三千家です。また一般に京都では、大徳寺を「茶人づら」、建仁寺を「学問づら」、東福寺を「伽藍づら」、相国寺を「梵唄づら」と俗称しています。「算盤づら」もありました。

さて本題にもどり官寺の住持制度は師資（師匠と弟子）に関係なく十方、つまり自由に名僧高德の人を呼んで住持にする制度でした。しかし、私寺（叢林下）は度弟院ちいんとも言いいますが、その住持制度は一流相承、同一門派によって住寺職を独占する制度です。この一流相承制にも、終身制しんしんと輪番制があります。永平寺が独任制で、總持寺は輪番制です。また同じく瑩山禪師が總持寺の前に開いた永光寺も輪番住持制でした。この輪番制は曹洞宗だけではなく臨済宗や日蓮宗にも見ることができます。滋賀県神崎郡永源寺町にある臨済宗永源寺派の大本山永源寺は輪番制ですが、輪番守塔は、五門派によって輪番しています。開山の寂室元光は、一衆二千指の弟子がいました。二千指は二百人のことです。足利義政から豊後万寿寺や天竜寺などに三度招請されますが、固辞して出せませんでした。隱逸的性格で禪淨一致、五山から離れ地方教化に専念した中国の中峰明本による山居思想を持つていました。

つまり、教団を否定していた人でした。その遺誠に、「諸徒は門派を離れ四方に散れ、寺院は悉く村民に与えよ。若し遠慮するなら有徳の僧を拜請し弁道せしめよ」と言っています。にもかかわらず弟子たちは五門派（靈仲禪英の曹源寺門派、松靈道秀の興源寺門派、弥天永釈の永安寺門派、越溪秀格の退蔵寺門派、知庵元周の永聖寺門派）によって輪番する制度を作ってしまったのです。この門流五派の中で、最も栄えたのが弥天永釈の永安寺門派です。

この永源寺には、時代は下りますが、道元禪師と同じ久我家出身の一糸文守が出ています。「仏頂面」という言葉をご存じと思いますが、禪では時々こういう言葉があります。一糸文守は定慧明光仏頂国師の号を賜るほど優れた人で、漬物のタクアンと関係がある沢庵宗彭にも学びました。永源寺の中興ですが、後水尾天皇に帰依され度々宮中に呼ばれています。すごくハンサムだったので、宮中の女官たちに騒がれました。そこで、故意に仏頂面をしつたらしいのです。これが仏頂面の起因とされています。

また「ごたごたする」という言葉も同じです。建長寺の開山蘭溪道隆は、伝律のため入宋していた泉涌寺月翁智鏡の勧誘により、公の招聘でなく私的に来朝しましたので、あるいは性格的にもそうであったか知れませんが、はじめから日本に同化する気持ちがありました。しかし、兀菴普寧は蘭溪と違い、機鋒の鋭い、やかまし屋だったことからこの言葉が出ています。兀庵のよき理解者時頼が没すると、時宗はまだ小さく信仰心が無いことを理由に、電光石火帰国してしまいました。自分の語録の版木も割ってしまうほどの激しい人でした。そこで、兀菴普寧が近づいてくると、ごたたんごたたん「ごたごた」と修行僧が居住まいを正したことによるとされています。以上は余談でございます。

次に日蓮宗における輪番守塔ですが、本弟子（六老僧）日昭、日朗、日興、日向、日頂、日持を中心に十八人により月番で日蓮の墓を守っています。このように輪番制は總持寺や永光寺だけの専売特許ではなかったのです。

登山禪師は若くして一寺の住職になります。最初は徳島県の阿波の城満寺です。次に大乘寺、さらに永光寺の住職になりました。永光寺の場合、現在の羽咋市にあたる酒井の地頭酒匂頼親の娘祖忍尼と、その夫である海野三郎滋野信直の二人で、山を寄進します。その山を中心に来たのが永光寺です。やがて輪住制が成立するのですが、東福寺における短期による一流相承の影響があったことは間違いないと、重ねて申し上げたいと思います。

元応元年（一三一九）、瑩山禪師真筆の「洞谷山尽未来際置文」（重要文化財）は、たいへん重要です。「当山の住持は五老の塔主なり。瑩山門徒中嗣法の次第を守り住持興行すべし」と言っており、永光寺の住持は、瑩山門徒の中から、嗣法の順序を守って住持興行するよう言っています。また、「山僧の遺跡諸山の内崇重すべき遺跡なり」とも言っており、永光寺が最も大事な寺であると言っています。また、「仏言く篤信の檀越、これを得る時は仏法断絶せず云々。又云う檀那を敬うこと仏の如くすべし。戒定慧解皆檀那の力によって成就す云々」など、檀家を大事にするように言っています。このように、瑩山門徒の嗣法順による輪番住持と、檀家の大切さを主張していることに注目する必要があります。さらに、檀家との関係について「師檀和合して、親しく水魚なしみの昵をなし、来際一如にして骨肉の思を致すべし」とも言っています。

また「山僧遺跡寺々置文」に寺院が八つ出てきますが、總持寺については「当国（能登）第三の僧所なり。門徒中住持興行すべき所なり」と言っています。したがって、この時点では、總持寺の評価は低いものでした。元亨三年（一二三三）では、寺領も少なく、寺勢もなかったのでしょうか。しかし後に、總持寺は本山になるので、永光寺とは立場が逆転することになります。

次に資料では「永光寺における塔頭の成立」を挙げましたが、塔頭の成立は輪任制度には直接関係はありません。しかし「兩寺住持職事」は金沢の大乗寺と永光寺の住持職について触れていますから注目しなければなりません。これは瑩山禪師の一番目の弟子明峰素哲の置文です。この最後のほうですが、「嗣法の小師の中、其機用の仁をして住持せしむるべきなり」と言っています。この中機械の機と書いていますが、本当は器だと思えます。これは、峨山の「惣持寺未来住持職事」にある「韶碩法嗣の中において、器用の仁を選び住持職に補すべし」と、全く同じです。いずれにしても、「洞谷山尽未来際置文」に準拠して作成されたことがわかります。「瑩山門徒中嗣法の次第

を守り住持興行すべし」と言つた瑩山禪師の置文が影響し、明峰や峨山の置文が作成されたと考えて間違いないでしょう。

永光寺の塔頭は、紹灯庵、新豊庵、大雄庵、宝鏡庵だいゆうあんです。この四つが、瑩山禪師の弟子明峰素哲・無涯智洪・峨山韶碩・壺庵至簡たちによって、永光寺の中に開かれています。これらは寺領も持つていました。塔頭は塔院の頭かど（主要なもの）の意味合いがあり、傑出した僧、高僧は単独の塔が建てられます。それに対し一般の僧は普同塔（海会塔）、いわゆる共同の墓、合葬でした。また中国における塔頭は「公的なものとして法系を問わずに塔主（墓守り）を定め守る」というものでしたが、日本ではそうでなくなり、その門派の僧が塔主になります。

ここで資料の訂正があります。永光寺の塔頭の中で、峨山韶碩のところは、「（一二七五～一三六五）」とありますが、「（一二七六～一三六六）」が正しいです。峨山の生没には諸説あり、これが正しいと結論付けました。

資料に永光寺の主な輪住世代を挙げています。開山は瑩山紹瑾、二代目が明峰素哲、三代目が無涯智洪、四代目が峨山韶碩、五代目が壺庵至簡です。この四人の門流がこの順で反復しますが、ある時からそれが崩れてしまします。第八十世括堂には「一回住」と書いてありますが、一年間住持したという意味です。第八十三世礪岩兼尹は「半回住」とあり、半年住持したという意味です。第八十五世蘭翁呈芳は「九旬住」とあり九十日間、住職をしました。第六十世養室永徳は「三日住」とあり三日間、第六十八世青林宗秀は「一日住」とあり一日、第七十世白巖宗清は「二日住」とあり二日間、第八十四世友堂慶諒は「自七月十六日、臘八迄」とあり、七月十六日から十二月八日までと多少長いです。百五十九世桂道永薰にある借住まぐ（座功）とは、実際には入寺しないで、恩金を払って住職になったことにして、前永光寺を呼称する権利を得ることです。これを座功と臨濟宗ではよく言われています。その時期は何時頃だったでしょうか。「永光寺住山記」の初期には入寺年月日が記録してありません。し



かし百七十二世竺雲惠仙に入寺記録があり、文明四年（一四七二）二月二十二日、三日住とありますから、これを知ることができません。また百七十九世南秀慶能の文明六年（一四七四）は、開山の百五十回忌だったことがわかります。

このように八十世以降は住持期間が一年、半年、九十日、三日、一日と短縮され、また座功も現れました。これは必然的に入院者の増加という現象を呈するとともに、借住Ⅱ座功（初見九十世蔵山州広）もしばしばみられ、「永光寺住山記」に記載されている四百九十七世のうち、少なくとも七十八人を数えることができます。

次に、總持寺の住持制について考えてみます。まず總持寺の成り立ちですが、瑩山禪師が永光寺住持として活躍しているときに、總持寺の前身、諸岡寺觀音堂の堂主定賢が、その敷地と寺領を寄進したのがはじまりです。場所は現在の輪島市前にあります。定賢は「三密勤行の仁」と書かれており、密教的な人でした。天台密教も真言密教もあるので、どちらかはわかりません。白山天台の流れたとか、律師とあるから律宗だとかも言われており、はっきりしません。いずれにしても、そのようなことで總持寺は成立しています。

それでは、總持寺の住持制ですが永光寺の住持制を踏襲しています。峨山禪師は「惣持寺未来住持職事」（康安二年、一三六二）に次のように置文されています。「右、彼の寺は、瑩山和尚、韶碩に譲与する処なり。仍て後代の住持職においては、韶碩法嗣の中において、器用の仁を選び住持職に補すべし。末代において此の旨を守り、住持すべきの状件の如し」。このように、韶碩法嗣の中から「器用の仁を選んで住持職に補すべし」と言っています。先に触れた明峰素哲の大乗、永光両寺の置文とほとんど同じです。

また「惣持寺未来住持職事」を定めた二年後の貞治三年（一三六四）に、「惣持寺山門住持職事」を定めています。「韶碩門下、嗣法の次第を守り、五カ年住持すべし。若し此の中、山門の廢あらば、法眷等相寄り、これを評

定すべし。仍て後証のため垂示、件の如し」とあります。「五カ年」とありますが、『總持寺誌』などは「五カ寺」と誤読していました。そして「五カ寺」即「五院」と見なし、後に總持寺山内に成立する「五院」と誤解されていたのです。したがって、峨山の置文は 峨山門下であること、 嗣法の順序を守ること、 五カ年住持すること、 衰退することがあったら法眷が協議して興隆することなどを示しています。これは峨山禪師が、總持寺住持職を通じて、いかに總持寺および門流の発展を案じていたかがわかります。

しかしその後、永徳二年（一三八二）に「実峰・大徹・通幻等連署置文」が発せられています。「当山住持職の事、二代和尚（峨山）御遺記の如く、今に及び、末代の孫弟中に於いて然るなり。但し然りと雖も、門徒の出仕は、和合和伏の儀なくば、住持に請すべからず。各相い集い評定和評すべし。仍て後証のため置文、件の如し」というものでした。このような置文が出されたということは、住持選任をめぐり、何か不都合なことがあったからかも知れません。

そしてまた、明徳元年（一三九〇）、住持職について通幻寂靈等が置文をしています。「通幻寂靈等總持寺置文写」の、「總持寺尽未来際条々置文事」には「一、住持職事、当年十月より三十七ヶ月に至り、告退あるべし。但し退院は十月二十八日、入寺は同じく廿二日をもって吉日を定むべきなり」とあり、住持期間は三十七ヶ月とあります。三十七ヶ月は三年余ですが、余った一カ月は引継ぎ期間だったのでしょうか。また、退院は十月二十八日と定めています。これは峨山忌が十月二十日ですから、峨山忌を勤修してから退院するようにしたものと思います。

さらに、「一、住院の次第は師々の住院次第を追って、これを請すべし。然りと雖も本寺不官の輩においては、これを請すべからず。未住の子孫と雖も、若し器用の仁あらば、門徒評議してこれを請すべし」とあり、住持は住院次第によって請するとしていますが、また本寺（總持寺）不官の輩は請してはならないとしています。この「本

寺不官の輩」とは總持寺に務めなかつた者の意味です。

地方教化に専念していた峨山韶碩の弟子源翁心昭は、總持寺の住持をしませんでした。また岩手正法寺の無底良韶や、月泉良印（いずれも峨山の弟子）の門派は、元々、正法寺は陸奥・出羽両国の僧録であり、曹洞第三の本寺・諸末寺出世の道場でしたから、当時は總持寺と同等という意識があり、總持寺に出仕しませんでした。そういうところから、正法寺の系統と源翁心昭の門派は、不官の輩とされてきました。しかし、そういう子孫でも、若し器用の仁あらば、門徒評議して住職にしてもよい、と決議しています。このように、大分踏み込んだ置文を定めています。その時代の『總持寺住山記』を見ますと、置文を定めてから間もなく、住持期間や入寺年月日など、まったく違背していることがわかります。そこで現実を踏まえると同時に、峨山禪師や通幻などの置文を勸案し、あるいは将来を見据え、永享二年（一四三〇）、前住青山性秀・如仲天闇・太容梵清、現住惟忠守勤などが改めて「諸岳山惣持禪寺住持職事」を定めています。それには「五門跡（五院）輪番次第を逐い、半年あて勤仕すべし。若し此の旨に背き告退の儀ありと雖も、次の門跡これを請取るべからず。住持此の条に違ひ、年満ることなからしめば、其の門中より堅く寺家を守らるべきなり。然る間一住院中、二住持あるべからず。たとい輪番に相当すると雖も、器用の仁なければ、倩別人にこれを補さしむべし。ゆめゆめ輪番を缺すべからざるものなり。仍て評議件の如し」とあります。これには五院の輪番次第にしたがつて、住持職は半年宛勤仕すること、その期間は当該院が責任をもって遂行すること、器用の人物がなかったら、別人をもって補い、決して輪番を欠如してはならないとされています。しかし惟忠守勤自体から違背していきます。

以上をまとめますと、峨山禪師の置文は五カ年間住持をするよう定めましたが、通幻寂靈等は住持期間は三十七カ月、つまり三年に短くなっています。また守勤等の置文は六カ月とさらに短くなっています。また置文はありま

せんが、『總持寺住山記』の文安二年（一四四五）から明応九年（一五〇〇）までを見ますと、ほとんどが三ヵ月あるいは三ヵ月以下です。このように、住持期間は五年から三年それから半年、さらに三ヵ月と短期間になります。そして、最後は五院で七十五日ずつになります。これは残存している五院住山帳が、天正十五年（一五八七）以降の記録ですから、それ以前どこまで遡ることができるかわかりませんので、ここでは取り上げません。

資料には『總持寺住山記』の、開山から五十世までを挙げておきました。これを見ますと、当初はやはり、それぞれの五門跡、峨山禪師の弟子である太源宗真、通幻寂靈、無端祖環、大徹宗令、実峰良秀、さらにはその門流によって、住持職を交替で務めています。しかし、同じ弟子でも栄える門流と、衰退する門流がありますから、やがてその通りに行かなくなります。またちなみに年間の總持寺入院状況をみますと応永頃（一四二〇前後）は、一、二人です。寛政頃（一四六〇前後）は四人、永正・大永頃（一五二〇前後）は二十、三十人、寛永五年（一六二八）は百二十二人、宝永三年（一七〇六）は二百十九人、正徳六年（一七一六）は三百二十九人、寛政六年（一七九四）は四百六十七人、嘉永五年（一八五二）は四百六十八人です。このように時代が下りますと、輪住者が増加します。さらに同じ日に複数輪住するという現象も発生しています。その主なものを示しますと、永正六年（一五〇九）閏八月二十八日は二人（初見）、弘治二年（一五五六）七月二十八日は八人、天正八年（一五八〇）六月二十六日は十八人、宝暦二年（一七五二）八月十四日は三十九人、嘉永五年（一八五二）八月十五日は四十七人、これが一番多いです。同じく十八日は三十三人でした。このように同日輪住者も時代が下がると増加していることがわかります。